

徳島県議会議会改革検討会議
結果報告書

令和2年3月

目 次

1 徳島県議会議会改革検討会議の設置	1
2 検討の経緯及び概要	1
3 主な検討の成果	6
議会改革行動計画（第3期）（案）	9
<参考資料>	
徳島県議会会議規則第128条第2項本文の 規定による協議等の場の設置	29
徳島県議会議会改革検討会議要綱	30
徳島県議会議会改革検討会議 委員名簿	31

1 徳島県議会議会改革検討会議の設置

徳島県議会議会改革検討会議は、徳島県議会基本条例第30条第3項の規定に基づき、議会改革行動計画について調査し、及び審議するため、地方自治法第100条第12項に規定する「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として位置づけ、令和元年5月17日に臨時的に設置されたものである。

会議は公開で行い、合意した事項については、直近の会長・幹事長会へ報告し、承認を得た事項から直ちに取り組むこととし、令和2年3月までの約1年間、全9回にわたって会議を開催し検討を行った。

2 検討の経緯及び概要

第1回検討会議（令和元年5月17日）

(1) 座長・副座長の選出について

座長に岩佐義弘議員、副座長に北島一人議員を選出した。

(2) 会議の運営について

検討会議は報道機関に原則公開で行うこととした。

検討会議の設置期間はおおむね1年間とした。

検討会議での合意事項は、直近の会長・幹事長会へ報告し、承認を得た事項から直ちに取り組むこととした。

(3) 議会改革行動計画（第2期）の進捗状況について

事務局から、前任期の議会改革行動計画の進捗状況について報告があった。

(4) 検討の方法について

前任期の議会改革行動計画の内容を継承した、第3期の議会改革行動計画（案）をもとに、各会派から追加・変更を提案し、それらの提案について協議を進めていくこととした。

第2回検討会議（令和元年6月13日）

(1) 各会派からの提案事項について

各会派が改革すべき事項を提案し、説明を行った。

第3回検討会議（令和元年7月12日）

- (1) 議会の年間日程の作成・公表について
議会の年間日程を作成し、公表することとした。
- (2) 本会議の質問要旨の事前公表について
これまで事前公表していた質問項目に加えて、質問要旨を公表することとした。
- (3) 議会ICT化の推進について
議会ICT化（情報通信環境の整備、ペーパーレス化）に向けた検討に着手することとした。
- (4) 議員による「認知症サポーター」などの資格等の取得について
議員による取得が可能な資格等について、調査を行うこととした。
- (5) 関西広域連合議会の情報発信について
徳島県議会のホームページにおいて、関西広域連合議会の情報発信を行うこととした。
- (6) 議会版BCPの策定について
議会版BCPの策定に向けた検討に着手することとした。
- (7) 県議会に関する若者アンケートの実施について
県議会に関する若者アンケートを実施することとした。
- (8) 具体的テーマの設定による県民アンケートの実施（年1回）について
現状どおり、必要に応じて実施することとした。

第4回検討会議（令和元年9月12日）

- (1) 誰もが政治参加しやすい環境づくりについて
 - ①子育て世代との意見交換会の開催について
県議会に興味を持ってもらう取り組みからスキームを固め、段階を追って進化させていくこととした。

②議会の欠席理由として、育児や介護を明文化することについて
会議規則を改正し、育児や介護を明文化することとした。

③授乳室や親子傍聴スペースの設置について
設置場所を確保し、整備を推進することとした。

④女性傍聴デー（年1回）の創設（それに合わせた託児の実施）について
傍聴の取り扱いは現状どおりとし、①子育て世代との意見交換会の開催を
女性も含めた形で実施することとした。

(2) 障がい者に対する開かれた議会の充実について

①バリアフリートイレの設置について
オストメイト対応を含め、議会棟トイレのバリアフリー化を推進すること
とした。

②パーキングパーミット制度を利用した駐車場の整備について
整備場所を確保し、整備を推進することとした。

③点字版県議会だよりの発行について
準備が整い次第、実施することとした。

(3) 議会見学会の充実について

①小学生向けメニューの創設について
準備が整い次第、実施することとした。

(4) 議会図書室の活性化について

①テーマ展示コーナーの通年開設について
準備が整い次第、実施することとした。

②図書室だよりの充実について
準備が整い次第、実施することとした。

(5) 議員による「認知症サポーター」などの資格等の取得について

県の施策への提言や地域での活動に役立てるよう、積極的に資格等の取得
に取り組むこととした。

第5回検討会議（令和元年10月10日）

（1）本会議関係について

①スクリーンを使用した発言補助資料の活用について

「議会ICT化の推進」と合わせて検討を行うこととした。

②代表・一般質問における質問時間の分割による質問機会の増について

現状どおり、公平に議員1人に年1回、質問を割り当てることとした。

（2）委員会関係について

①委員会のインターネット中継について

引き続き検討を行うこととした。

②請願・陳情関係者からの積極的な意見聴取（まず各委員会から）について

現状どおり、必要がある場合は紹介議員に説明を求めることとした。

（3）項目削除について

「文書質問制度の活用」及び「開会時間を早めることによる効果的な時間運営（10時開会）」の項目並びに「請願・陳情制度の周知、活用」の項目に係る数値目標を削除することとした。

（4）県・市町村議会の連携について

①県・市町村議会の意見書等の取りまとめ・公開について

実施に向け推進することとした。

（5）その他について

①「県内視察の充実」における質問時間の十分な確保について

今後の議会運営の参考とすることとした。

②「調査レポートへの大学教員、大学院生等の寄稿」について、寄稿が可能な分野の事前調査及び議会側からの提案ができる仕組みづくりについて

今後の議会運営の参考とすることとした。

③数値目標をもっと意欲的な目標にすることについて

今後の議会運営の参考とすることとした。

第6回検討会議（令和元年11月22日）

（1）通年会期の導入について

現状どおり、定例会は年4回とした。

（2）代表・一般質問の質問形態等の多様化について

①知事等への反問権の付与について

現状どおり、反問権は付与しないこととした。

②対面式演壇の採用について

引き続き検討を行うこととした。

（3）委員会のあり方について

①複数委員会への所属について

現状どおり、1議員1常任委員会への所属とした。

②予算委員会の開催について

引き続き検討を行うこととした。

③総合県民局関係の総務委員会または南部・西部総合県民局関係委員会の開催について

現状どおり、総務委員会で調査・審査することとした。

第7回検討会議（令和元年12月18日）

（1）議会ICT化の推進について

今任期中の導入に向け準備を進めることとした。

（2）議会版BCPの策定について

令和2年度中に策定することとした。

第8回検討会議（令和2年2月5日）

（1）議会改革行動計画（第3期）（案）について

事務局からこれまでの検討会議における検討結果に基づき作成した案の提出があり、協議を行い、当検討会議としての案を取りまとめた。

第9回検討会議（令和2年3月5日）

（1）結果報告書（案）について

座長案に基づき協議を行い、徳島県議会議会改革検討会議結果報告書として決定した。

3 主な検討の成果

議会改革行動計画（第3期）の策定において、特に焦点を当てた事項及び新たに実施が決まった主な事業は次のとおりである。

議会ICT化の推進

飛躍的に発展しているICT技術を利活用することにより、さらなる効果的な議会運営や業務の効率化を図るとともに、情報収集や調査活動の活性化等による議会機能の充実・強化を図るため、議会ICT化を推進することを決定した。

- 情報通信環境及びタブレット端末の整備
- ペーパーレス会議システムの導入

災害対応力の強化

切迫する南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害発生時においても、県議会が、県の意思を決定する議事機関としての機能を十分に発揮できるようにするため、議会や議員、事務局職員について、時間経過に応じた基本的な行動を定めた議会版BCP（業務継続計画）を策定することとした。

- 議会版BCPの策定

誰もが政治参加しやすい環境づくり

若者、子育て世代、障がい者などの政治への関心を促し、政治参加につなげるため、議会が利用しやすい環境を整備するとともに、議会を身近に感じてもらえる取り組みを推進することとした。

- 議会の欠席理由として、育児や介護等を明文化
- 議会に関する若者アンケートの実施
- 授乳室や親子視聴スペースの設置
- 子育て世代との交流行事の開催
- バリアフリートイレの設置
- パーキングパーミット制度を利用した駐車場の整備
- 点字版県議会だよりの発行
- 小学生向け議会体験メニューの実施

その他の主な取り組み

- 議会の年間日程の作成・公表
- 質問要旨の通告及びホームページ前日掲載



(令和元年11月22日 第6回議会改革検討会議)



議 会 改 革 行 動 計 画 (第 3 期)
(案)

議会改革行動計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、機関委任事務が廃止され、地方公共団体の権限が拡大したことに伴い、二元代表制の一翼を担う地方議会は、知事等の執行機関の事務執行に対する監視・評価機能や政策立案機能のさらなる充実・強化が求められている。さらに、住民自治の充実という観点から、開かれた議会実現のための方策も模索されている。

このような状況を踏まえ、近年、各都道府県議会においては、議会改革のための委員会等を設置し、その機能強化等について検討がなされるなど、様々な取り組みが行われている。

本県議会においては、これまでも「議会のあり方検討委員会」等において、議会改革について鋭意協議を重ね、所要の議会改革を進めてきたところであり、平成23年度に設置した「議会改革検討会議」においては、「議会は自治体の最高責任者」とあるとの認識の下、今後とも、本県議会が、県民の負託に全力で応え、県政の発展に資するため、最高規範となる「徳島県議会基本条例^{たゆ}」を制定し、全国初となる「議会改革行動計画」を策定する旨の条項を設け、弛まぬ議会改革に努めることとした。

そして、これまで進めてきた様々な議会改革の取り組みを後戻りさせることなく、継続して取り組むため、「議会機能の強化」、「効果的な議会運営」及び「開かれた議会」の3つの視点から、体系的な議会改革に取り組むこととし、重点的に取り組むべき方策やその具体的数値目標を定めた「議会改革行動計画」を策定し、同計画の趣旨に沿って施策を実施することとしたところである。

今回策定した「議会改革行動計画（第3期）」については、令和元年4月からの新たな任期において取り組むべき主要課題とその数値目標について定めたものであり、

- ・「議会機能の強化」では、議会ICT化の推進や議会BCPの策定など
- ・「効果的な議会運営」では、議会年間日程の公表や質問要旨の事前公表など
- ・「開かれた議会」では、授乳室やバリアフリートイレの設置などを新たに実施することとしたところである。

2 計画の性格

本県議会の最高規範として、県議会に関する基本理念や基本となる事項を定めた徳島県議会基本条例第30条の規定に基づき、議会改革行動計画を策定する。

本県議会は、この計画の趣旨に沿って施策を実施することにより、議会改革に継続的に取り組む。

なお、議会改革行動計画は、議員の改選期ごとに見直すものとしており、また、本計画について調査・審議するため、議会改革検討会議を設置することができるとしている。

3 計画期間

行動計画（第3期）の計画期間は、令和元年度から令和4年度までの4年間とする。

4 計画の体系

議会改革行動計画では、本県の議会改革を推進するため取り組むべき主要課題とその推進方策に関して、徳島県議会基本条例に定められた基本理念を踏まえ、3つの策定の視点を明示し、それぞれの主要課題ごとに具体的な推進方策やその数値目標をまとめている。

- 3つの策定の視点
 - I 議会機能の強化
 - II 効果的な議会運営
 - III 開かれた議会

5 進行管理

この計画の推進にあたっては、改選期ごとにその進捗状況を公表し、また、特に数値目標の達成状況については毎年度当初の会長・幹事長会において報告を行い、着実な推進を図る。

6 計画の構成

この計画は、以下のとおり構成する。

第1 議会改革行動計画（第3期）における新たな取り組み

第2 継続して推進する取り組み

I 議会機能の強化

- ・ 議会基本条例の制定
- ・ 議員定数の検討
- ・ 議会改革の推進
- ・ 監視・評価機能の強化
- ・ 政策提言・政策立案機能の強化
- ・ 議会機能の強化

II 効果的な議会運営

- ・ 本会議の効果的な運営
- ・ 委員会の効果的な運営

III 開かれた議会

- ・ 県民への説明責任
- ・ 県民の意思の反映
- ・ 県民への情報発信

第3 引き続き検討を行う事項

第1 議会改革行動計画（第3期）における新たな取り組み

我が国は、「人口減少」と「災害列島」という二つの国難に直面していると言われており、本県議会においても、議員のなり手不足や若者の政治離れ、また切迫する南海トラフ巨大地震や近年の異常気象による自然災害への対応などが喫緊の課題となっている。

また、「一億総活躍社会の実現」に向け、飛躍的に発展しているICT技術を活用した働き方改革の取り組みが本格化する中、本県議会としても、さらなる効率的で効果的な議会運営、迅速な災害対応などの危機管理体制の強化に向け、議会ICT化の取り組みを着実に進めていく必要がある。

そこで、議会改革行動計画（第3期）においては、直面する様々な課題に挑戦するべく、これまで進めてきた様々な取り組みはもとより、議会ICT化の推進や、災害対応力の強化、誰もが政治参加しやすい環境づくりに焦点を当て、施策を推進することとした。

【重点戦略1】 議会機能の強化

主要事業の概要・工程表

- 1 議会棟における情報通信環境やタブレット端末の整備などにより、議会ICT化を推進し、ペーパーレス会議の実現や業務の効率化を図るとともに、情報収集や調査活動の活性化等による議会機能の充実・強化を図ります。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○情報通信環境及びタブレット端末の整備 ○ペーパーレス会議システムの導入			整備	導入

- 2 南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害発生時においても、県議会が、県の意思を決定する議事機関としての機能を十分に発揮できるよう、大規模災害発生時における議会、議員の基本的な行動などを定めた議会版BCP（業務継続計画）を策定します。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○議会版BCPの策定		策定		

- 3 女性も含め幅広い層の政治参加を促すため、議会活動と家庭生活が両立しやすい環境整備に努めます。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○議会の欠席理由として、育児や介護等を明文化	施行			

【重点戦略1】 議会機能の強化

主要事業の概要・工程表

- 4 徳島県議会、徳島県市議会議長会及び徳島県町村議会議長会が相互間の連携を密にし、地域の課題を協議し処理するために締結された3団体連携協定の取り組みとして、それぞれの議会のさらなる活性化につなげるため、県・市町村議会の意見書等を取りまとめてホームページで公開します。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○県・市町村議会の意見書等の取りまとめ、ホームページ公開		実施・推進		→

- 5 議員の調査研究に資するため設置された議会図書室について、さらなる充実・活性化を図ります。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○テーマ展示コーナーの通年開設 ○図書室だよりの充実		実施・推進		→

- 6 議員自らが「認知症サポーター」などの資格等の取得に積極的に取り組むことにより、県の施策への提言や地域での活動に役立てます。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○議員による「認知症サポーター」などの資格等の取得		推進		→

【重点戦略2】 効果的な議会運営

主要事業の概要・工程表

- 1 議会の年間日程を作成し、公表することにより、効率的・効果的な議会運営を行うとともに、県議会に対する県民の関心・理解を深め、傍聴や請願・陳情の提出など、県民サービスの向上を図ります。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○議会の年間日程の作成・公表				→
	実施・推進			

- 2 代表・一般質問の発言通告について、これまでの質問項目に加え質問の内容をまとめた質問の要旨を通告することにより、効率的・効果的な議会運営を行うとともに、質問前日にホームページに掲載することなどにより、県民サービスのさらなる向上を図ります。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○質問要旨の通告及びホームページ前日掲載				→
	実施・推進			

【重点戦略3】 開かれた議会

主要事業の概要・工程表

- 1 政治離れが進んでいる若者の議会に対する意識や考えを把握するため、大学との包括連携協定の取り組みの一つとして、議会に関する若者アンケートを実施します。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○議会に関する若者アンケートの実施	実施			

- 2 子育て世代にとって利用しやすい議会とすることにより、子育て世代の政治参加を推進します。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○授乳室や親子視聴スペースの設置		整備		
○子育て世代との交流行事の開催		実施・推進		

- 3 障がい者にとって利用しやすく、わかりやすい議会とすることにより、障がい者の政治参加を推進します。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○バリアフリースイールの設置		整備		
○パーキングパーミット制度を利用した駐車場の整備		整備		
○点字版県議会だよりの発行		実施・推進		

【重点戦略3】 開かれた議会

主要事業の概要・工程表

- 4 関西広域連合議会の情報を積極的にホームページで公開することにより、県民の関西広域連合議会への関心を深めるとともに、理解の促進を図ります。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○関西広域連合議会の情報をホームページで発信	実施・推進			

- 5 議会活動の情報を広く県民に提供するため、「県議会だより」の内容充実を行うことにより、県民の議会に対する理解の促進を図ります。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○「県議会だより」のタブロイド版（4ページ）への変更	-----	実施・推進		

- 6 子どもから大人まで多くの県民の議会への関心を高め、議会を身近に感じてもらうための県議会体験・見学プログラムに、新たなメニューを創設・実施することにより、より一層の「開かれた県議会」、「親しみやすい県議会」の推進を図ります。

事業名	工程（年度別事業計画）			
	R元	R2	R3	R4
○小学生向け議会体験メニューの実施	-----	実施・推進		

第2 継続して推進する取り組み

【重点戦略1】 議会機能の強化

主要事業の概要

1 議会基本条例の制定

- 県議会の最高規範として、県議会に関する基本理念や基本となる事項を定めた議会基本条例を制定することにより、議会機能の強化や開かれた県議会の実現を図ります。

○ 議会基本条例の制定 ⑳制定

2 議員定数の検討

- 地方分権時代における二元代表制の一翼として、議会基本条例に定める議員の役割を果たし、県民の多様な意見を県政に反映させるに足りる適正な議員定数等について検討を行います。

3 議会改革の推進

- 議会基本条例に議会改革行動計画の策定や議会改革検討会議の設置を位置づけ、議会改革の進行管理と見直しを図ることにより、議会改革に向けた不断の取り組みを行います。

4 監視・評価機能の強化

- 県行政に係る基本的な計画の立案段階から、議会が積極的な役割を果たす必要があることから、基本計画議決条例を制定し、県行政に対する監視・評価機能の充実に努めます。

○ 基本計画議決条例の制定 ㉑制定

5 政策提言・政策立案機能の強化

- 二元代表制の一翼として、県政の各分野に対し、政策の理念や具体的な施策を提案していくことが求められている中、議員提案による政策条例制定の動きを加速させるため、検討組織を設置します。

○ 政策条例検討会議の設置 ㉒設置

- 住民ニーズや政策課題を踏まえた議員提案による政策条例の制定を促進します。

○ 有識者や行政機関、関係団体から専門的意見の聴取 ㉓から実施

- 議員提案により制定した政策条例が、県民生活に効果のあるものであるかどうか検証を行います。

○ 議員提案政策条例の検証 ㉔から実施

【重点戦略1】 議会機能の強化

主要事業の概要

- 代表・一般質問や委員会審査を通じて、積極的な政策提案を行います。
- 議会の意思を表明した意見書を、国会及び関係行政庁に対し提出することにより、議会の住民代表機関としての役割を積極的に果たします。
 - 意見書議決数 (R元) 5件 → (R4) 20件 (累計)
- 県政の重要案件に対応できるよう、適宜、学識経験者、企業等からの説明聴取及び意見交換を行う政策研究会を開催し、議員の議会活動の活性化を図ります。
 - 「政策研究会」の開催 (R元) 7回 → (R4) 28回 (累計)
- 徳島県議会、徳島県市議会議長会及び徳島県町村議会議長会が相互間の連携を密にし、地域の課題を協議し処理します。
 - 3団体による連携協定の締結 ⑳締結
 - 県議会正副議長、各議長会会長・副会長等からなる連絡調整会議の開催及び議員研修会の開催 ㉑から実施
 - 3団体合同による国等への要望活動の実施 ㉒から実施
- 県民の多様な意見を県政に効果的に反映させることを目的とした会派活動を積極的に推進します。
- 特定の課題について調査研究を行うため、会派を超えた議員で構成する議員連盟の活動を積極的に推進します。
 - 議員連盟数 (R元) 医療・福祉関係議員連盟、農業振興議員連盟など 19団体
- 四国の共通の課題について調査研究を行うため、四国4県議会の議員で構成する広域の議員連盟の活動を推進します。
 - 森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟 四国地方連絡会議 ㉓設立
 - 四国観光議員連盟 ㉔設立
 - 四国公共交通議員連盟 ㉕設立
- 議会活動に資するため、必要な資料の調査を行います。
 - 議会事務局委託調査件数 (R元) 200件 → (R4) 800件 (累計)

【重点戦略1】 議会機能の強化

主要事業の概要

- 「新聞ダイジェスト」や国の法改正・政策、全国の動き等をまとめた「調査レポート」を積極的に活用します。
- 議会図書室の蔵書の増加など、議会図書室の充実・活性化を図ります。
 - 蔵書の充実
 - ・ 図書数 (R元) 7,600冊 → (R4) 7,900冊 (累計)
 - ・ 資料数 (R元) 14,850冊 → (R4) 15,300冊 (累計)
 - 県立図書館のレファレンス機能(※)の有効活用
(※) 資料・情報を求める利用者に対する文献の紹介・提供など ⑳から実施
 - 新着図書・資料情報のホームページ・全庁掲示板への掲載 ㉑から実施
- 県議会と県内大学が相互に協力することにより、様々な地域課題に迅速かつ的確に対応するとともに、魅力ある地域づくりや地域における高度な識見を有する人材の育成に資することを目的に包括連携協定を締結し、目的達成に有益な事業を実施します。
 - ・ 徳島文理大学 平成22年度締結
 - ・ 四国大学 平成24年度締結
- 議会インターンシップにおける学生の受入人数 (R元) 5人 → (R4) 20人 (累計)
- 大学生の議場見学出席者数 (R元) 50人 → (R4) 200人 (累計)
- 調査レポートへの大学教員、大学院生等の寄稿数 (R元) 1件 → (R4) 4件 (累計)
- 本会議傍聴への出席学生数 (R元) 14人 → (R4) 56人 (累計)
- 県議会議員との意見交換会等の出席学生数 (R元) 140人 → (R4) 560人 (累計)
- 議会ホールの提供 (R元) 1件 → (R4) 4件 (累計)

【重点戦略1】 議会機能の強化

主要事業の概要

6 議会機能の強化

- 関西広域連合の議事機関として、条例の制定改廃、予算の議決等を伴う関西広域連合議会の議員を選任し、その活動を推進します。 ⑳設立
- 全国都道府県議会との情報交換や緊密な連絡調整などにより積極的かつスピーディーな要望・決議を行います。
 - 全国都道府県議会議長会
 - 四国4県議会正副議長会議
 - 中国四国9県議会正副議長会議
 - 近畿2府8県議会議長会議
 - 南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める10県議会議長会議
 - 財政基盤強化対策県議会議長協議会
 - 地すべりがけ崩れ対策都道府県議会協議会
 - 太平洋新国土軸推進府県議会議長連絡協議会
 - 離島振興対策都道県議会議長会
- 議会運営に影響を与えかねない危機事象に対応したマニュアルを策定し、危機管理体制の充実強化を図ります。
 - 徳島県議会新型インフルエンザ対策ガイドライン ㉑策定
 - 大規模地震発生時の議会対応 ㉓策定
 - 徳島県議会災害情報連絡事務局運営要領 ㉓策定
- 厳しい財政状況の下、財政健全化に資するため、引き続き、議会費の見直しに向けた検討を行います。
 - 議員報酬の見直し ㉒から削減継続
 - 費用弁償（応召旅費）を実態に応じた支給へ変更 ㉒から実施
- 議会の政策立案機能を高めるため、議会事務局組織を強化します。
 - 議会事務局内プロジェクトチームの設置 ㉔から設置
 - 政策法務担当室長の配置（法制文書課長の併任） ㉔配置
- 県議会の規則や申し合わせ等について、県民のニーズや経済社会情勢に応じ、適宜見直しを行い、議会の活性化に努めます。

【重点戦略2】 効果的な議会運営

主要事業の概要

1 本会議の効果的な運営

- 本会議での「質疑」や「討論」を活用し、議員の活発な議論を通じ、議会の活性化を推進します。
- 本会議開会時において議案等を配置するなど、県民サービスの向上に努めます。
 - 傍聴者ロビーに議案及び説明資料を配置 ⑳から実施
 - 議案等のホームページ公開 ㉓から実施
- 県民にわかりやすい県議会とするため、議員の議案、請願に対する賛否状況を公表します。
 - 議員の議案・請願に対する表決態度のホームページ公表 ㉗から実施

2 委員会の効果的な運営

- 委員会の議事録をホームページに公開するなど、県民サービスの向上に努めます。
 - モニター室における委員会説明資料の配置 ㉑から実施
 - 委員会記録や委員会説明資料のホームページ公開 ㉓から実施
- 委員会の調査・審査に資するため、公聴会・参考人制度を積極的に活用し、県民意見を審議に反映させるとともに、議会の活性化を図ります。
- 委員会視察の内容をホームページで公開するなど、県民サービスの向上に努めます。
 - 委員会視察結果のホームページ公開 ㉑から実施
- 委員会視察のあり方や実施方法を見直し、調査の活性化を図ります。
 - 県内視察の充実 ㉘から実施
- 委員会の県内視察において、各種団体等と意見交換を実施することにより、委員会活動に対する県民の理解の促進と委員会視察の充実を図ります。
 - 意見交換会の実施 ㉘から実施

【重点戦略3】 開かれた議会

主要事業の概要

1 県民への説明責任

- 政務活動費の適正執行及び使途の透明性を確保するとともに、県民への積極的な情報の公開や提供を推進します。

○ 政務活動費の収支報告書への領収書添付を義務化 ⑳から実施

○ 政務活動費の収支報告書のホームページ掲載 ㉕から実施

○ 政務活動費の使途・手続等に関する指針（ガイドライン）の改訂 ㉗㉙改訂

○ 政務活動費の活動報告書兼領収書添付票等のホームページ掲載 ㉘から実施

○ 政務活動費の海外調査における対象経費を明確化するとともに、海外調査報告書の提出を義務化など ㉙から実施

- 県民の多様な意見を県政に効果的に反映させることを目的とした会派活動を積極的に推進します。（再掲）

- 会派が行った視察結果を各会派のホームページ等で公開するなど、会派活動の積極的な情報発信に努めます。

○ 会派視察結果の積極的な公開 ㉗から実施

2 県民の意思の反映

- 広く県民の要望をくみ取るため、請願・陳情制度、パブリックコメント、県民アンケート、議長へのメール等の周知に努め、積極的に活用します。

- 委員会の県内視察において、各種団体等と意見交換を実施することにより、委員会活動に対する県民の理解の促進と委員会視察の充実を図ります。（再掲）

○ 意見交換会の実施 ㉘から実施

3 県民への情報発信

- 開かれた県議会を確立するため、定例会ごとに正・副議長による定例記者会見を実施し、議会活動についての情報発信を行います。

○ 記者会見の実施 ㉚から実施

- 本会議の開催時期の周知・広報に努め、県民の議会への関心を深めるとともに、理解の促進を図ります。

○ 本会議傍聴者数 (R元) 2,250人 → (R4) 9,000人 (累計)

【重点戦略3】 開かれた議会

主要事業の概要

- 県民にわかりやすい県議会とするため、議員の議案、請願に対する賛否状況を公表します。(再掲)

○ 議員の議案・請願に対する表決態度のホームページ公表 ⑳から実施

- ケーブルテレビを活用した情報発信に努め、県民の議会への関心を深めるとともに、理解の促進を図ります。

○ ケーブルテレビ放映社数 (R元) 17社

○ CATVで視聴可能な市町村数 (R元) 23市町村

- 議会情報を積極的にホームページ等で公開することにより、県民への迅速な情報の提供など県民サービスの向上を図ります。

○ 議会ホームページのアクセス数
(R元) 500,000件 → (R4) 2,000,000件(累計)

○ 本会議インターネット中継のアクセス数
(R元) 3,500件 → (R4) 14,000件(累計)

○ 本会議の会議録検索システムのアクセス数
(R元) 60,000件 → (R4) 240,000件(累計)

○ 「議会のしおり」(リーフレット)、「議会の概要」(冊子)の配付

○ モニター室における委員会説明資料の配置(再掲) ⑮から実施

○ 委員会視察結果、委員会記録や委員会説明資料のホームページ公開(再掲)
⑲、㉓から実施

○ 正副議長による定例記者会見のホームページ掲載 ㉒から実施

○ 傍聴者ロビーに議案及び説明資料の配置(再掲) ㉓から実施

○ 議案等のホームページ公開(再掲) ㉓から実施

○ 議会関係予算のホームページ掲載 ㉔から実施

○ 議員連盟活動のホームページ掲載 ㉔から実施

○ 政務活動費の収支報告書、活動報告書兼領収書添付票等のホームページ掲載(再掲)
㉕、㉖から実施

○ 県内市町村議会ホームページへの県議会ホームページのリンク設定
㉖から実施

○ 会派視察結果の積極的な公開(再掲) ㉗から実施

【重点戦略3】 開かれた議会

主要事業の概要

- 議会活動の情報を広く県民に提供するため、新聞発行する「県議会だより」等の内容充実、適期の情報発信を行うことにより、県民の議会に対する理解の促進を図ります。

○テレビスポット・ラジオスポットの有効活用 ⑫から実施

○「県議会だより」録音版の発行、ホームページ掲載 ⑬から実施

○「県議会だより」における広報特集記事の掲載 ⑭から実施

- 議員一人一人が広報マンとなり、県内外に徳島の魅力をアピールします。

○「とくしまの魅力と実力」(リーフレット)の作成・活用 ⑮から実施

- 子どもから大人まで多くの県民の議会への関心を高め、議会を身近に感じてもらうため、様々な県議会体験・見学プログラムを実施するなど、より一層の「開かれた県議会」、「親しみやすい県議会」の推進を図ります。

○議会コンサート等の開催 (R元) 2回 → (R4) 8回 (累計)

○夏休み県議会体験会への参加者数 (R元) 30人 → (R4) 120人 (累計)

○高校生と県議会議員との意見交換会の実施 (R元) 2回 → (R4) 6回 (累計)

○議会見学会の実施 (R元) 10回 → (R4) 40回 (累計)

○議会活動展示パネルの設置 ⑯から実施

○県議会小学生社会見学ツアーの実施 ⑰から実施

○県立総合大学校との連携による認定講座の開設 ⑰から実施

- スポーツ・芸術文化活動等において、その成績が特に顕著なものを表彰し、その努力と功績を称え励ますことによって、徳島県の次代を担う人間性豊かな児童、生徒及び学生の健全育成を図ります。

○県議会表彰の実施 ⑰から実施

第3 引き続き検討を行う事項

主要事業の概要

●代表・一般質問において、活発でわかりやすい議論を交わすため、質問形態の多様化を図るなど、議会の活性化に向け検討を行います。

○対面式演壇の採用

○スクリーンを使用した発言補助資料

●議会の活性化に向け、委員会のあり方について検討を行います。

○予算委員会の開催

●委員会審議のインターネット公開について、検討を行います。

○委員会のインターネット中継

< 参 考 资 料 >

徳島県議会会議規則第二百二十八条第二項本文の規定による協議等の場

<p>名 称</p>	<p>徳島県議会議会 改革検討会議</p>
<p>目 的</p>	<p>徳島県議会基本条例 (平成二十五年徳島 県条例第一号)第三 十条第三項の規定に 基づき、議会改革行 動計画について調査 し、及び審議するこ と。</p>
<p>構 成 員</p>	<p>会派(所属議員が四人以上の ものに限る。以下同じ。)の 会長がそれぞれの会派の所属 議員のうちから指定する者。 この場合において、当該指定 する所属議員の人数は、会派 間の協議により定める。</p>
<p>招 集 権 者</p>	<p>座長</p>

徳島県議会議会改革検討会議要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、徳島県議会会議規則（昭和五十四年徳島県議会規則第一号）第二百一十八条第二項本文の規定により協議等の場として設けられた徳島県議会議会改革検討会議（以下「会議」という。）について、同条第四項の規定に基づき運営その他必要な事項を定めるものとする。

(座長及び副座長)

第二条 会議に座長及び副座長各一人を置く。

2 座長及び副座長は、会議において互選する。

(招集)

第三条 会議は、座長が招集する。

(会議の定足数)

第四条 会議は、構成員の半数以上が出席するとともに、各会派（所属議員が四人以上のものに限る。）から一人以上の出席がなければ開くことができない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(構成員以外の出席者)

第五条 議長及び副議長は、必要があると認めるときは、会議に出席し、発言できるものとする。

2 座長は、必要があると認めるときは、構成員のほか、所属議員が三人以下の会派からそれぞれ一人の議員を会議に出席させることができる。

(代理出席)

第六条 会派は、構成員が会議に出席できないときは、他の議員を代理出席させることができる。この場合において、当該代理出席した議員は、構成員とみなす。

(議事)

第七条 会議は、座長が議事を整理する。

(記録)

第八条 座長は、職員をして、会議の日時、出席者の氏名、会議の概要等を記載した記録を作成させるものとする。

(座長の職務代行)

第九条 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは副座長が、座長及び副座長にともに事故があるとき又は座長及び副座長がともに欠けたときは年長の構成員が、この要綱に定める座長の職務を行う。

(傍聴)

第十条 会議は、議員のほか、座長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 座長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し退席を求めることができる。

(報告)

第十一条 座長は、会議の協議又は検討が終了したときは、結果報告書を議長に提出しなければならない。

(補則)

第十二条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年五月一七日から施行する。

2 最初の会議の招集については、第三条及び第九条の規定にかかわらず、議長がこれを行う。

3 この要綱は、第十一条に規定する結果報告書を議長に提出した日限り、その効力を失う。

徳島県議会 議会改革検討会議 委員名簿

職名	氏名	会派名	備考
座長	岩佐義弘	徳島県議会自由民主党	
副座長	北島一人	徳島県議会自由民主党	
委員	福山博史	徳島県議会自由民主党	
委員	原徹臣	徳島県議会自由民主党	
委員	大塚明廣	徳島県議会自由民主党	
委員	井下泰憲	徳島県議会自由民主党	
委員	山西国朗	徳島県議会自由民主党	
委員	立川了大	徳島県議会自由民主党	
委員	庄野昌彦	新風とくしま	
委員	臼木春夫	新風とくしま	
	喜多宏思	議長	オブザーバー
	南恒生	副議長	オブザーバー
	達田良子	日本共産党	オブザーバー
	梶原一哉	公明党県議団	オブザーバー
	仁木啓人	新しい県政を創る会	オブザーバー
	扶川敦	護民官	オブザーバー
	東条恭子	女性みらい	オブザーバー (第1回～第8回)
	浪越憲一	無所属	オブザーバー (第1回～第8回)
	吉田益子	みどり徳島	オブザーバー (第6回～第8回)
	原井敬	至誠の会	オブザーバー (第1回～第3回)

